

秋田市公報

あきた

第1174号

令和4年09月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第20号）	3
秋田市財務規則の一部を改正する規則	財政課（第21号）	4
秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築指導課（第22号）	5

告示

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第206号）	6
指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の指定について	介護保険課（第207号）	7
功労者として待遇した者の氏名および事績の概要について	総務課（第208号）	8
表彰した者の氏名および事績の概要について	総務課（第209号）	9
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第210号）	15
令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）の公示送達について	市民税課（第211号）	17
令和4年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について	国保年金課（第212号）	18
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第213号）	19
令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第214号）	20
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第215号）	21
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第216号）	22
図録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	千秋美術館（第217号）	23

教委告示

教育委員会定例会の招集について

教育委員会総務課（第11号）

26

農委告示

農業委員会総会の招集について

農業委員会事務局（第8号）

27

公告

令和4年8月28日執行の秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙における選挙すべき委員の数について

秋田駅東地区土地区画整理工
事事務所

28

許可した開発行為に関する工事の完了について

都市計画課

29

市有地の売払いについて

財産管理活用課

30

予防接種法による定期予防接種について

健康管理課

33

令和4年8月28日執行の秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の届出のあった候補者について

秋田駅東地区土地区画整理工
事事務所

34

令和4年8月28日執行の秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙で投票を行わないことについて

秋田駅東地区土地区画整理工
事事務所

35

建築基準法による意見の聴取について

建築指導課

36

予防接種法による定期予防接種について

健康管理課

37

農用地利用集積計画の策定について

農業農村振興課

38

農用地利用集積計画の一部撤回について

農業農村振興課

39

消防本部公告

消防法による命令について

秋田消防署

40

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12号の2中「後8週間」を「以後1年」に改め、同表第15号中「9月」を「10月」に改める。

(秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第10号中「後8週間」を「以後1年」に改め、同表第12号中「9月」を「10月」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第15号の改正規定および第2条中秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項の表第12号の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 29 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第41条中「は、本市の区域を支払地と定めたものでなければならない」を「の支払地の区域は、全国の区域とする」に改める。

第44条の 2 の見出し中「地方税」を「地方税等」に改め、同条第 7 号中「納税者に関する情報」を「個人情報」に改める。

第44条の 3 第 1 項中「地方税」を「地方税等（施行令第158条の 2 第 1 項に規定する地方税等をいう。次項において同じ。）」に、「施行令158条の 2 第 3 項」を「同条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「地方税」を「地方税等」に改める。

第199条第 1 項第 1 号中「第22条」を「第22条第 1 項」に改める。

別表第 2 の 4 使用料及び賃借料の項の次に次のように加える。

負担金、補助 及び交付金	地方公務員等共済組合法に基づく事務費負担金
-----------------	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の 4 の改正規定は令和 4 年10月 1 日から、第41条の改正規定は同年11月 4 日から施行する。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第85条第3項、第5項もしくは第6項」を「第85条第3項、第6項もしくは第7項」に、「第87条の3第3項、第5項もしくは第6項」を「第87条の3第3項、第6項もしくは第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和4年8月1日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
社会福祉 法人秋田 県厚生協 会	寿光園ホー ムヘルプス テーション	秋田市寺内後城 6番41号	令和4年7月31日	訪問介護
社会福祉 法人桜丘 会	特別養護老 人ホーム八 橋	秋田市八橋イサ ノ一丁目2番4 号	令和4年7月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会 社エー ジー グルー プ	レッツ倶 楽部秋 田八橋	秋田市八橋本町 六丁目9番10号	令和4年7月31日	通所介護
有限会 社優介 護	さくら デイ サー ビス 横森 店	秋田市横森四丁 目9番36号	令和4年7月31日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第78条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和4年8月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
有限会社 優介護	ハートプレ イス	秋田市桜一丁目 9番13号	令和4年8月1日	訪問介護
有限会社 秋田在宅 介護サー ビスセン ター	さくらデイ サービス横 森店	秋田市横森四丁 目9番36号	令和4年8月1日	地域密着型 通所介護
株式会社 エージー グループ	レッツ倶楽 部秋田八橋	秋田市八橋本町 六丁目9番10号	令和4年8月1日	地域密着型 通所介護
若葉情報 管理シス テムズ株 式会社	デイサービ スわかば	秋田市中通三丁 目2番38号 ス カイパーク102 1階	令和4年8月1日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第208号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

令和4年8月4日

秋田市長 穂 積 志

第535号 高 橋 良 治 秋田市牛島

長年にわたり丸果秋田県青果株式会社の代表取締役社長として、市民に安全で安心な生鮮食料品等を安定的に供給する役割を果たしてきたほか、産地と連携した野菜づくりを支援するなど、本市の農林水産業振興に大きく貢献した。

第536号 青 木 隆 吉 秋田市将軍野

長年にわたり秋田公立美術工芸短期大学教授として教育に尽力されたほか、デザイン分野や伝統工芸分野に関する各種団体の役員を歴任されるなど、本市の文化芸術振興に大きく貢献した。

第537号 浅 利 和 子 東京都

長年にわたり秋田市出身の女優として本市の魅力発信に尽力されたほか、「平和の朗読会」において、平和に関する講話や土崎空襲をテーマにした絵本「はまなすはみた」の朗読を行うなど、次代を担う子どもたちの平和意識の醸成に大きく貢献した。

第538号 野 口 かおり 秋田市保戸野

長年にわたり秋田市教育委員会委員として、本市教育行政の重要事項について意見や提言を行ったほか、教育委員会委員長として会議運営を主導するなど、本市教育委員会の適正な運営に大きく貢献した。

秋田市告示第209号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和4年8月4日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権思想普及高揚および人権啓発活動の推進に尽力し市勢の発展に貢献した。

加賀谷 ユウ子

長年にわたり秋田市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

川 上 時 男

飯 坂 敦 澄

長年にわたり地区交通安全協会役員として職務に精励し本市交通安全思想の普及に貢献した。

加賀谷 幸 雄

高 橋 義 美

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

富 谷 尠

木 内 鑛 生

松 田 富 夫

深 澤 守

堀 井 満

岡 部 かず子

武 石 淳 三

北 林 美和子

関	谷	秀	樹
中	川		清
石	田		泰
中	島	康	介
松	本	勝	也
伊	藤	隆	一
渡	辺	正	宏
石	田	達	郎
高	橋	正	行
成	田	昭	仁
大	野		清
佐	木	慶	一
木	曾		護
南		慶	嗣
一	ノ	関	敏
駒	野	谷	慎
森	丘	健	一
佐	藤	一	二
石	井		紀
藤	原	敬	護
成	沢	喜	夫
保	坂		孝
長	坂	一	進
新	田	英	二
後	藤	和	明
大	縄		雄
阿	部	正	聖
安	宅	一	久
渡	辺		男
野	原	喜	肇
		美	雄

堀 井 光 雄
藤 原 直
石 塚 敦 男
山 田 雄 造
那 須 新 一

長年にわたりボランティア活動に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

チーム こまち&なまはげ

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

石 黒 比佐司
鈴 木 久 忠
戸 嶋 元 美
那 須 恵 子
高 島 洋
佐 藤 定 男
佐 藤 昭 博
船 山 久美子
高 橋 裕 樹
丸 山 春 男
本 間 淑 子
渡 邊 清 明
原 田 順 子
安 田 正 衛
相 場 利 治
安 田 道 子
柴 田 明 美
長谷川 正 彦
最 上 誠 子
赤 坂 睦 子
相 原 和 子

高 橋 美佐緒
佐々木 春 敏
松 山 明
森 谷 育 子
石 井 順 子
植 村 ひふみ
武 田 千鶴子
川 越 政 美
熊 谷 幸 雄

長年にわたり地域保健推進員会会長として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

高 橋 京 子
櫻 田 洋 子

長年にわたり環境審議会委員として環境施策への提言・助言を行うなど本市環境行政の推進に貢献した。

竹 田 勝 美
津 村 守
村 中 孝 司

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

越中谷 永 一
佐 藤 宏 悦
土 田 由 仁
麥 澤 博 英

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

米 塚 肇
井 川 博 之
佐々木 繁 明

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健

全育成に貢献した。

和 泉 孝 枝
齊 藤 洋 子
長 門 玲 子
萬 谷 憲 一
佐 藤 貴 子
福 井 精
船 木 勇 一
佐々木 廣 次
大 嶋 満
工 藤 明 美
田 子 多津子
齊 藤 昭
宇佐美 やす子
永 田 凡 人

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

佐々木 茂 美
高 橋 由紀子
林 百合子
佐々木 寿 子
夏 井 ヒサ子
千 葉 廣 子
工 藤 ヤス子
大 友 ヒロ子

長年にわたり生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献した。

加 藤 久 行
金 子 真 悟
佐 藤 富 子

石 川 和 夫
畠 山 育 子
佐々木 タエ子

長年にわたり秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員として同地区のまちづくりの推進に貢献した。

嵯 峨 武

長年にわたり公園をはじめとした公共施設を修繕するボランティア活動に精励し公共施設の維持保全に貢献した。

秋田建築労働組合 青年部

秋田市告示第210号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和4年8月5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年7月6日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年8月5日から令和5年2月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第211号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月8日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の名称および住所

(1) 名称

株式会社ニューストリーム

(2) 住所

東京都千代田区東神田2丁目18番13号 ALTビルディング8階

2 送達すべき書類の名称

令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）

秋田市告示第212号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和4年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第213号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第214号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第215号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和4年8月19日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
提 箸 隆一郎	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 (追加)
遠 藤 天太郎	秋田大学医学部 附属病院	耳鼻いん こう科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害
山 崎 晃 汰	秋田赤十字病院	消化器内 科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
高 橋 智 和	医療法人栄山会 山王胃腸科	外科	肢体不自由 (追加) 心臓機能障害 (追加) じん臓機能障害 (追加) 呼吸器機能障害 (追加) ぼうこう又は直腸機能障害 (追加) 小腸機能障害 (追加) 肝臓機能障害

秋田市告示第216号

令和4年9月1日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和4年8月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第217号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年8月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二

2 委託期間

令和4年9月1日から同年10月15日まで

秋田市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月26日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション シェアハート	秋田市土崎港中央五丁目1番13号 コーポけやき	令和3年8月1日
訪問看護事業所あらや	秋田市新屋沖田町9番21-101号	令和4年4月1日
ヒロコージ調剤薬局	秋田市千秋久保田町3番15号	令和4年6月27日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 医療法人Carus中込 内科循環器科クリ ニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55 号	令和4年7月1日
新 医療法人Carus仁井 田ゆいクリニック		

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ヒロコージ薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	令和4年6月26日

秋田市教委告示第11号

令和4年8月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年8月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市農委告示第8号

令和4年8月18日午後2時秋田市雄和市民サービスセンター地域文化ホールに秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年8月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画の撤回に関する件
- 4 農用地利用集積計画（令和4年度第5号）に関する件

秋田市公告

令和4年8月28日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定により、異議の申出がなかったことを公告する。

併せて、選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月1日

秋田市長 穂 積 志

宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 8人

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年9月16日付け秋田市指令第5258号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年8月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市添川字矢坂9番1、15番1、16番1、16番2、16番3、18番、
19番、20番、21番、22番および23番
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市添川字鶴木台65番地3
社会福祉法人ともしび会
理事長 工 藤 嘉左衛門

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年8月3日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市仁井田栄町295番3	宅地	165.14㎡	5,566,000円
2	秋田市茨島四丁目268番10ほか2筆	宅地	191.38㎡	5,531,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 5-A会議室

(2) 入札 令和4年9月2日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1（省略）のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類
別表2（省略）のとおり

秋田市公告

令和4年8月28日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

令和4年8月10日

秋田市長 穂 積 志

1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
男鹿谷 共 充	秋田市東通二丁目8番25号 バリュージュ東通101号
守 屋 誠	秋田市千秋久保田町4番67号
鈴 木 茂 樹	秋田市旭南三丁目7番27号
伊 藤 静 子	秋田市千秋久保田町5番90号 ビューネ21 2F
佐 藤 礼 子	秋田市中通七丁目1番19号
石 田 一 豊	秋田市千秋久保田町4番55号
佐 藤 清太郎	秋田市千秋久保田町6番55号
高 橋 宗 悟	秋田市千秋久保田町4番70号

秋田市公告

令和4年8月28日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地所有権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

令和4年8月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和4年8月16日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

- 1 意見聴取の日時 令和4年8月31日（水）午後7時
- 2 意見聴取の場所 秋田市山王一丁目1-1
中央市民サービスセンター 洋室4
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第5項ただし書の規定により、第一種住居地域内において、原則、建築してはならない建築物への用途変更を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - (1) 建築物の主要用途 事務所（一部を原動機を使用する印刷業を営む工場へ用途変更するもの）
 - (2) 建築物の位置 秋田市山王六丁目199
 - (3) 構造および規模 木造 2階建て
 - (4) 敷地面積 119.25m^2
 - (5) 延べ面積 238.50m^2
- 5 申請者の住所および氏名
秋田市山王六丁目8-42
株式会社秋田建設工業新聞社 代表取締役社長 荒川清春

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月17日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所
および追加する予防接種の種類
別表（省略）のとおり

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日ならびに12月29日から同月31日までの日、1月2日および同月3日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画のうち、平成27年度第12号計画および平成29年度第1号計画の一部を撤回したので、公告し、農用地利用集積計画撤回総括表を次により縦覧に供する。

令和4年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日ならびに12月29日から同月31日までの日、1月2日および同月3日を除く。

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市山王中園町11番25号

防火対象物の名称 山内ビル

命令を受けた者の氏名 山 内 利 夫

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反している
ので、令和4年8月17日付けで消防法第5条第1項、第5条の3第1
1項および第17条の4第1項の規定に基づき、次の事項を命じたもの
のである。

命令事項

1 避難上必要な施設等の管理関係

令和4年9月22日までに、3階の防火戸前に存置されている木製の
折りたたみ式ベッド等の物品を全て撤去すること。

（消防法第5条の3第1項）

2 消火設備関係

令和4年9月22日までに、共同住宅部分に消火器を3単位3箇所以
上設置すること。

（消防法第17条第1項、消防法施行令第10条、消防法施行規則第6条）

3 避難設備関係

(1) 令和4年9月22日までに、2階および3階の階段室前に設置して
いる避難口誘導灯の消灯を改修すること。

(2) 令和4年9月22日までに、階段室部分に階段通路誘導灯を政令で定める技術上の基準に従い設置すること。なお、建築基準法施行令第126条の4に規定する非常用の照明装置が有効に点灯する場合は不要です。

(消防法第17条第1項、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2第2項第5号、同規則第28条の3)

令和4年8月17日

秋田消防署長
伊藤博之